

最大
50万円

木造空き家住宅除却工事補助の概要

耐震性がないと判断された木造住宅の除却（解体撤去）費用の一部を補助します。

対象となる住宅

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工）された
木造住宅で①②を満たす住宅

①町が1年以上空き家と判断した住宅

②耐震評点が0.7未満 または
町が耐震性がないと判断した空き家



対象者

空き家の所有者または相続人

補助金額

空き家除却工事費用の23% 最大50万円

※ 家財等の処分費用、敷地内の倉庫・車庫、塀、植栽等の撤去費用は補助対象外です。

■問い合わせ先

御浜町役場 建設課

〒519-5292 三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1

TEL : 05979-3-0521 FAX : 05979-2-3502

E-Mail : m-kensetu@town.mihama.mie.jp